

より豊かな人間関係を育む人権文化の構築を目指して ～想像して気付く現状と課題～

山梨県立大学特任教授・人権教育啓発推進センター
上級特別研究員・筑波大学名誉教授 福田 弘

はじめに

1. 現代日本の人権状況

- ・ **大震災、原発事故に起因する人権上の諸問題**
- ・ **山積する人権関連諸問題**（「人権教育・啓発のための基本計画」平成14年より）
(1) 女性 (2) 子ども (3) 高齢者 (4) 障害者 (5) 同和問題 (6) アイヌの人々
(7) 外国人 (8) HIV感染者・ハンセン病患者等 (9) 刑を終えて出所した人
(10) 犯罪被害者等 (11) インターネットによる人権侵害 (12) その他
- ・ **人権に関する知的理解をめぐる問題**（人権についての誤解、曲解）
- ・ **人権感覚をめぐる問題**（他者の痛みを感知する感性、想像力、共感能力等の欠如）

2. 人権文化を構築する上での課題

(1) 人権に関する知的理解の深化

<人権の本質と特徴>

- ・ 人権は人間であるという理由だけでだれもがもつ諸権利である。
 - ・ 人権はすべての人が平等・普遍的かつ永久にもっている。
 - ・ 人権は譲り渡すことのできないものである。人は人間として生きているかぎり、けっして人権を失うことはできない。
 - ・ 人権は不可分である。ある権利が、他の権利よりも「重要性が低い」とか、「本質的なものでない」とかの理由で、否定されることはできない。
 - ・ 人権は相互依存的なものである。すべての人権は相補的な枠組みの一部をなしている。
 - ・ 人権は人間が尊厳をもって生きることができるとするために不可欠な基本的基準である。
 - ・ 人権を擁護するとは、すべての人の人間としての尊厳が尊重されることを要求することである。これらの人権を主張する人は、だれであれ、他の人々の諸権利を侵害しない責任、諸権利を乱用されたり、拒否された人々を支援する責任を同時に受けられることを求められる。
- ・ Human rights are the rights a person has simply because he or she is a human being.
 - ・ Human rights are held by all persons equally, universally, and forever.
 - ・ Human rights are inalienable: you cannot lose these rights any more than you can cease being a human being.
 - ・ Human rights are indivisible: you cannot be denied a right because it is "less important" or "non-essential."
 - ・ Human rights are interdependent: all human rights are part of a complementary framework.
 - ・ Human rights are those basic standards without which people cannot live in dignity.
 - ・ To advocate human rights is to demand that the human dignity of all people be respected. In claiming these human rights, everyone also accepts the responsibility not to infringe on the rights of others and to support those whose rights are abused or denied.

(Nancy Flowers: Human Rights Here and There, 1998)

＜人権の実現・擁護に必要な諸知識＞

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・憲法や関係する国内法、又は「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な宣言や条約に関する知識
- ・人権課題の解決に必要な自尊感情・自己開示・偏見・などの概念に関する知識
- ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の国際的機関及び非政府組織についての知識、等々。

(2) 人権感覚の鋭敏化

1) 人権感覚の本質

人権感覚：「人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚」

(「価値志向的」とは、人間にとってきわめて重要な価値である人権が守られることを肯定し、侵害されることを否定するという意味で、価値を志向すること。)

人権感覚が健全に働くとき、自他の人権が尊重されていることの「妥当性」を肯定し、逆にそれが侵害されることの「問題性」を認識して、人権侵害を解決せずにはいられないとする人権意識が芽生える。価値志向的な人権感覚が知的認識と結びついて、問題状況を変えようとする人権意識や意欲・態度を生み出し、自分の人権とともに他者の人権を守るための実践行動を引き起こす。

2) 人権感覚を磨くには

- ・以下のような価値的・態度的要素の発達促進
 - 自他の価値を尊重しようとする意志・態度
 - 多様性に対する開かれた心と肯定的評価
 - 自己自身の行為に対する人権の観点からの責任感
 - 社会の発達に主体的に関与しようとする態度、 等々。
- ・以下のような技能的要素の発達促進
 - 人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容する技能
 - 他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
 - 能動的な傾聴とコミュニケーションの技能
 - 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能、等々。

おわりに

参考文献：福田 弘『なぜ今、人権教育が必要なのか？』千葉県人権啓発センター

ヨーロッパ評議会企画・福田弘訳『人権教育のためのコンパス [羅針盤]』明石書店

福田 弘監修『やさしことばで書かれた世界人権宣言』人権教育啓発推進センター

ヨーロッパ評議会企画・福田弘訳『コンパシット [羅針盤] 子どもを対象とする人権教育総合マニュアル』人権教育啓発推進センター

{人権教育啓発推進センター <http://www.jinken.or.jp> において、学生、教職員、社会教育担当者等を対象とする「コンパシット・セミナー」(テキスト代以外は無料、1日コース)が随時開催されています。}

世界人権宣言

- 第1条 平等権（平等の権利）
- 第2条 差別からの自由（差別されない権利）
- 第3条 生命、自由、人間の安全保障の権利（自由に、安心して生きる権利）
- 第4条 奴隷からの自由（奴隷にされない権利）
- 第5条 拷問および品位を傷つける扱いからの自由（苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利）
- 第6条 法のもとで人として認められる権利（ひとりの人間として認められる権利）
- 第7条 法の前での平等の権利（法律で平等に扱われる権利）
- 第8条 権限を有する裁判所により救済される権利（裁判で守られる権利）
- 第9条 恣意的な逮捕や追放からの自由（理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利）
- 第10条 公正な公開審理を受ける権利（公正な裁判を受ける権利）
- 第11条 有罪が立証されるまで無罪と推定される権利（裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利）
- 第12条 プライバシー、家族、家庭および通信への干渉からの自由（私生活の自由が守られる権利）
- 第13条 国内外における居住の自由の権利（住む場所を自由に選べる権利）
- 第14条 迫害からの庇護を他国に求める権利（自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利）
- 第15条 国籍を得、あるいは変更する権利（ひとつの国の国民となる権利）
- 第16条 婚姻し家族を持つ権利（結婚して家庭を持つ権利）
- 第17条 財産を所有する権利（家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利）
- 第18条 思想と宗教の自由（自由に考えたり、信じたい宗教を選んだりする権利）
- 第19条 意見と情報の権利（意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利）
- 第20条 平和的な集会と結社の自由（平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利）
- 第21条 政治と自由な選挙に参加する権利（政治や選挙に参加する権利）
- 第22条 社会保障を受ける権利（人間らしく生きることができる保障を受ける権利）
- 第23条 望ましい仕事を得、労働組合に加入する権利（仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利）
- 第24条 休暇と余暇を得る権利（休暇をとったり、余暇を楽しむ権利）
- 第25条 十分な生活水準を保持する権利（人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利）
- 第26条 教育を受ける権利（学校に通い、ただで義務教育を受ける権利）
- 第27条 社会の文化的生活に参加する権利
- 第28条 世界人権宣言を実現させる社会秩序への権利（権利や自由を受けられるための秩序を得る権利）
- 第29条 自由で完全な発展に不可欠な社会への義務（お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務）
- 第30条 上述の諸権利に対する国家ないしは個人の干渉からの自由（さまざまな権利や自由を国や個人から無効にされない権利）

（福田 弘 作成）